

2025年度安全保障貿易管理に関する要望

2025年7月7日

一般社団法人日本貿易会
安全保障貿易管理委員会

安全保障貿易管理委員会では、毎年度、安全保障貿易管理に関する法令・制度や実務面に関して意見・要望を提出している。今年度は以下の要望事項を、2025年7月7日に経済産業省へ提出した。

項番	要望カテゴリー	要望提出先	要望タイトル	要望の具体的内容	要望理由・背景	考えられる改善案
1	法令・制度関係	安全保障貿易審査課	輸出許可申請等の申請方法の多様化	経済産業省に申請している輸出許可申請等に関し、電子申請と紙媒体申請、どちらの申請方法でも受け入れを検討頂きたい。	輸出通関を通関業者に業務委託しており、リスト規制貨物の定量輸出が無い場合、普段NACCSを使用する機会がないため、NACCS IDを保有していない。一方で、数年に一度程度の頻度で、スポットでリスト規制貨物を輸出する機会があり、その場合、NACCSでの電子申請を行うようにする必要があるが、経済産業省への申請者届出手続(登録)、及び電子申請による役務取引許可申請完了後に登録を残したままであると、内容変更の申請者届出手続を都度要し、維持・管理しなければならず、従来の紙媒体の申請と比べて、大きな業務負荷が発生する。	紙媒体で経済産業省に申請していた輸出許可申請等が2022年7月以降、輸出許可申請等は電子申請対応のみとなったが、従来の紙媒体による申請も認めて頂きたい。
2	法令・制度関係	安全保障貿易審査課	個別案件の対面相談窓口の復活	対面による相談受付を再開頂きたい。	現在のリスト規制・キャッチオール規制相談は「感染症予防のため」原則として対面相談は受け付けておらず、メールにて受付となっている。しかしながら、事前相談では法令の参照を主体とした返答に限られ、実際の申請に際して初めて詳細な質問へ回答のやり取りが発生する。これにより、書類の差し替えを行うなどの事象が生じ、時間がかかるなど需要者からも不満が出ることもある。申請内容の事前相談、事案の緊急性や口頭説明の必要性などから、対面相談に応じて頂きたい。	事前予約などによる対面相談の受付等
3	立入検査関係	安全保障貿易検査官室	立入検査実施日の事前通知の弾力化	現在、約3週間前に決め打ちで日時が決定されるところ、検査までの準備期間に余裕を持てるよう、早めの通知をして頂きたい。	立入検査に当たっては、会議室の確保や関係書類の搬入等が必要であるため、その準備に要する期間を考慮して頂きたい。具体的には、会議室には限りがあるため、実施日を決め打ちで指定されると対応できない場合があるほか、関係書類はスペースの関係から遠方の倉庫業者等に保存しているものもあり、業者との調整・取り寄せに時間を要するため。	候補日を複数提示乃至は立入検査までのリードタイムを長く設定して頂きたい。
4	その他	貿易管理課 電子化・効率化推進室	NACCSシステムの承認状況の見える化	NACCSの経産省内のステータスがわかりづらいため、受理・保留・認可などの状況が一目でわかるようなダッシュボードを作って頂きたい。	経済産業省への申請後、審査が問題なく進んでいるのか、それとも問題があり止まっているか、あるいはこちらからの返答待ちになっているか等、申請後の状況を把握しにくい。	会社全体の申請数、申請状況(受付済、許可待ち、却下)などがわかるようなダッシュボードを作成頂きたい。
5	その他	貿易管理課 電子化・効率化推進室	『NACCSシステムを用いた各種報告の変更等について』の、NACCS仕様の観点からの確認	NACCSの入力内容に係る各種相談に際し、経済産業省担当審査官に入力画面内容を認識頂きたい。 あわせて、『NACCSシステムを用いた各種報告の変更等について』(https://www.meti.go.jp/policy/anpo/kamiri/kouhoukoku.pdf)に於ける、P4:汎用申請(JAH)の「09 その他」入力画面のうち、項番入力部分で、複数項番の入力が可能か否か、不可の場合、適切な入力方法をご教示頂きたい。	現状、担当審査官は提出結果のみ閲覧可能であり、入力画面の仕様については認識が無く、メールによる相談の際もスクリーンショットは受領不可であるため、同じ画面を認識できない。また、P4:汎用申請(JAH)の「09 その他」入力画面にて、例示通りに複数項番を入力したのがエラーで申請出来ず、経産省安全保障審査課に電話照会のうえ、項番の一つのみ記入し、その旨を備考欄に記入して提出した。 エラーの原因は未だ不明であり、経済産業省照会時にはエラー原因はNACCSセンター宛てに照会するよう指示があった。しかしながら、NACCSセンター宛てに照会時には、入力方法のルールについては、経済産業省側の運用問題にて回答不可との回答があったため。	NACCSの申請画面を見る事が出来るPCを経産省側で用意頂き担当審査官に同じ画面を確認頂く等
6	その他	貿易管理課 電子化・効率化推進室	NACCSシステムの必須入力項目の明確化	NACCSにて個別許可・特定包括の申請時に行う際に作成するJET FILEに関し、入力必須項目を明確に示して頂きたい。	NACCSにて個別許可・特定包括の申請時に作成するJET FILEに関し、入力必須項目を入力して申請すると、入力必須の印がついていない項目についても、記入をするよう補正指示がある。また、担当審査官がJET FILEの仕様を把握しておらず、項目名と違う表現で指示されることがあるので、指示は的確にして頂きたい。	入力必須の印箇所の見直しをして、必要に応じ記入例を周知して頂きたい。
7	その他	安全保障貿易管理課	安全保障貿易管理に係る教育コンテンツ(動画)の提供	新入社員・中途社員向け導入教育や全社員教育用に安全保障貿易管理の概略・重要性などを平易な表現、且つコンパクトにまとめた教育コンテンツ(15分程度の動画)を提供頂きたい。	以前、経産省のHP内に安全保障貿易管理に関する約10分程度の動画コンテンツが提供され、社内でも基礎・導入編の教育としても利用していたが、現在は提供がなくなり、代替となるコンテンツがなかなか見当たらないため。	以前、HP内に公開がされていた安全保障貿易管理に関する約10分程度の動画コンテンツを再度提供して頂きたい。なお、動画を作成頂ける場合は、当該動画の使用を義務化せず、任意で活用可能なものとして頂きたい。

《過年度からの継続要望》

項番	要望カテゴリー	要望提出先	要望タイトル	要望の具体的内容	要望理由・背景	考えられる改善案
1	法令・制度関係	貿易管理部	リスト規制該当貨物の永年所在管理	現状では貨物の廃棄・費消が確認されるまでの所在管理・報告が求められるが、管理すべき期間の設定等により緩和頂きたい。	昨年度の意見交換会では「一概に何年で管理終了可とは言えない」との回答だったが、工作機械のように永年管理が困難な貨物は多大な管理工数が発生する現状は変わらない。一定期間経過した老朽化した設備は、大量破壊兵器や通常兵器等の開発に用いられる懸念は低いと考えるため、引続き検討頂きたい。	一律ではなくても、管理年数に関するある程度の線引きを検討頂きたい。
2	法令・制度関係	貿易管理部	役員に対する研修用マテリアルの提供	役員に対する定期的な研修用マテリアルの提供	CL(チェックリスト)に役員への輸出管理関係の指導及び研修実施のチェック項目があり、定期的な研修が求められているが、特に役員に対する研修においては、最近の世界情勢、輸出管理徹底の重要性を強調した監督官庁作成のマテリアルを使用することにより、より適切で効果的な研修が可能となると考える。 昨年度の意見交換会で、研修用マテリアルの提供は見送りたいとの回答だった一方、法令改正におけるパブコム結果を踏まえ、各種Q&Aや指標の見直しを検討とのコメントもあった為、これらが社内教育にも活用出来るものとした。	役員向けの10分から15分程度の動画を作成頂き、政省令の改正の都度、公開をお願いしたい。なお、動画を作成頂ける場合は、当該動画の使用を義務化せず、任意で活用可能なものとして頂きたい。 また、Q&A等の見直しを実施頂きたい。
3	その他	貿易管理部	輸出許可申請における電子署名・電子印の容認	輸出許可申請の誓約書の記載要領には、電子署名は不可であるとの明確な記載がないが、電子署名を容認頂きたい。	輸出許可申請の誓約書において、電子署名・電子印とも受付不可の対応を受けた。記載要領などのチェック欄では「署名者の手書き(直筆)」との説明があり、続く署名も手書き(直筆)を要求されていることは推測できる。しかしながら、相手国需要者の説明では、偽造防止や隔離時のテレワーク対応などの理由から電子化が進められた結果であり、また同国法令でも「信頼できる電子署名は、手書き署名または捺印と同等の法的効力を有するものとする。」と定められており、法的にも電子署名は手書きと同等であるとの説明を受け、需要者に対する説明に苦慮し、申請が滞っている。	本邦電子署名法と同様の法令が存在する国家にて、現地法に基づき認定を受けた電子署名サービスによるものであることが確認できる場合や、本邦で認定されているもの同一のサービスを使用したものについては、海外の企業の電子署名・電子印を容認頂きたい。